○今金町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例

昭和４８年９月１４日
条例第２１号
改正　昭和５３年１２月１９日条例第２２号
昭和５８年１月２７日条例第３号
昭和５９年１０月１日条例第２８号
昭和５９年１２月１８日条例第３１号
平成６年１２月１９日条例第２９号
平成８年３月１５日条例第２号
平成１０年３月２３日条例第６号
平成１０年６月２４日条例第２２号
平成１０年１２月２１日条例第３１号
平成１２年３月１日条例第１０号
平成１２年１２月２１日条例第６０号
平成１３年３月８日条例第１５号
平成１４年９月２７日条例第２１号
平成１５年３月７日条例第４号
平成１６年６月２３日条例第８号
平成１８年３月９日条例第１５号
平成１８年９月２８日条例第３６号
平成２０年３月１２日条例第９号
平成２０年９月２６日条例第２１号
平成２１年３月１３日条例第４号
平成２２年３月１５日条例第２号
平成２４年３月１２日条例第４号
平成２７年１２月１７日条例第２８号
平成２９年３月１３日条例第５号

（目的）

第１条　この条例は、重度心身障がい者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対し、医療費の一部を助成することによつて、保健の向上に資するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「重度心身障がい者」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

（１）　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により身体障害者手帳（以下「身障手帳」という。）の交付を受けた者（以下「身体障がい者」という。）であつて、身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）別表第５号に掲げる１級、２級又は心臓、腎臓若しくは呼吸器又は膀胱若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能障がい（以下、「内部障がい」という。）に係る等級について、３級を持つ者（内部障がい４級を重複して持つ者も対象とする。）のいずれかに該当する者

（２）　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第１２条に規定する児童相談所（以下「児童相談所」という。）又は知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）第１２条に規定する知的障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号。以下「精神保健福祉法」という。）第６条第１項に規定する精神保健福祉センター又は精神科を標ぼうする医療機関の医師において重度の知的障がい（知能指数がおおむね３５以下、なお、肢体不自由、盲、ろうあ等の障がいを有する者については、おおむね５０以下であつて、日常生活において介護を必要とする者）と判定され、又は診断された者

（３）　精神保健福祉法第４５条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳（以下「精神保健手帳」という。）の交付を受けた者（以下「精神障がい者」という。）であつて、精神保健福祉法施行令（昭和２５年政令第１５５号）第６条第３項に掲げる１級に該当する者

２　この条例において「ひとり親家庭等の母又は父及び児童」の「母」、「父」及び「児童」とは、次の各号に該当する者をいう。

（１）　「母」とは母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）第６条第１項に規定する配偶者のない女子であつて生活保護法による保護を受けていない者のうち、次の各号のいずれかに該当する者であること。

ア　１８歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者を扶養又は監護している者

イ　１８歳に達した日の属する年度の末日の翌日から２０歳に達した日の属する月の末日までの間にある者を扶養している者

（２）　「父」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第６条第２項に規定する配偶者のない男子であつて生活保護法による保護を受けていない者のうち、前号ア又はイのいずれかに該当する者をいう。

（３）　「児童」とは、次のいずれかに該当する者であること。

ア　ひとり親家庭の母又は父に現に扶養され、若しくは監護され、又は両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている１８歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者（引き続いて特別支援学校の高等部（専攻科を除く。）に在学する者にあつては、在学期間を含む。）

イ　ひとり親家庭の母又は父に現に扶養され、又は両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている１８歳に達した日の属する年度の末日の翌日から２０歳に達した日の属する月の末日までの間にある者

３　この条例において「医療保険各法」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

（１）　健康保険法（大正１１年法律第７０号）

（２）　船員保険法（昭和１４年法律第７３号）

（３）　国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）

（４）　私立学校教職員共済法（昭和２８年法律第２４５号）

（５）　国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号）

（６）　地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）

（７）　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号。以下「高確法」という。）

４　この条例において「医療費」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が医療保険各法による被保険者（健康保険法第３条第２項に規定する日雇特例被保険者を含む。以下この条例において同じ。）若しくは組合員であるときは、当該医療保険各法による療養の給付を受けた場合の当該療養の給付の額から当該療養に関する当該各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）と当該疾病又は負傷について法令等の規定により国又は地方公共団体等の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。

５　条例第４条に定める「一部負担金」とは、規則で定める一部負担金をいう。

６　この条例において「基本利用料」とは、高確法第７８条第４項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第６７条第１項第１号に定める割合を乗じて得た額という。

７　この条例において「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第８５条第２項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

８　この条例において「生活療養標準負担額」とは、健康保険法第８５条の２第２項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

９　この条例において「付加給付」とは、医療保険各法の規定により被保険者若しくは組合員の一部負担金に相当する額の範囲内において付加給付されるもの又は医療保険各法の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により付加給付されたものをいう。ただし、国民健康保険法第４３条第１項の規定により、一部負担金の割合を減じられている場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

（助成の対象）

第３条　町長は、医療保険各法による被保険者若しくは組合員又は被扶養者である重度心身障がい者及びひとり親家庭等の母又は父及び児童であつて次の各号のいずれにも該当しない者に対し、当該重度心身障がい者及びひとり親家庭等の母又は父及び児童に係る疾病及び負傷の医療に関する経費（重度心身障がい者のうち精神障がい者にあつては入院に係るものを除き、ひとり親家庭等の母又は父にあつては、入院及び指定訪問看護に係るものに限る。）について助成する。

（１）　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による保護を受けている者

（２）　児童福祉法第２７条第１項第３号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている者

（３）　重度心身障がい者で、次のいずれかに該当する者

ア　所得の額が、規則で定める額以上であること。

イ　重度心身障がい者の生計を主として維持する配偶者又は民法（明治２９年法律第８９号）第８７７条第１項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）の所得の額が、規則で定める額以上であること。

ウ　６５歳以上で高確法の規定による医療を受けていない者、又は、同法の規定による医療を受けている場合においては、規則第６条第１号及び高確法第６７条第１項第２号に掲げる者以外の者

エ　医療保険各法において高確法の医療給付と同等の給付が受けられる者については当該医療を受け

ることができる間

（4）　ひとり親家庭の母又は父及び児童で、次のいずれかに該当する者

ア　ひとり親家庭の母又は父の所得の額が、規則で定める額以上であること。

イ　ひとり親家庭の母又は父の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者の前年の所得の額が、規則で定める額以上であること。

ウ　両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている児童の養育者（以下「養育者」という。）の所得の額が、規則で定める額以上であること。

エ　養育者の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者の所得の額が、規則で定める額以上であること。

（助成の額）

第４条　助成の額は、医療費から受給者が負担すべき一部負担金及び基本利用料並びに食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び附加給付の額を控除して得た額とする。ただし、満１８歳に達する日（誕生日の前日）以後における最初の３月３１日までの期間の者は、一部負担金は生じないものとする。

２　町長は、第２条第６項に規定する基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。

（受給者証の交付申請）

第５条　医療に関する経費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより申請書を町長に提出するものとする。

（受給者の決定等）

第６条　町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、医療に関する経費を助成すべきものと認めたときは、その助成の決定をするものとする。

２　町長は、前項の規定により、助成を決定したときは、当該医療に関する経費の助成を申請した者に対し、医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

（受給者証の提示）

第７条　前項第１項の規定により、医療に関する経費の助成の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局、その他の病院、診療所又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）において、医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に被保険者証又は組合員証及び受給者証を提示するものとする。

（助成の方法）

第８条　医療に関する経費の助成は、町長が、その額を保険医療機関等に支払うことにより行うものとする。

２　町長は、特に必要であると認めたときは、前項の規定にかかわらず、助成する額を受給者に支給することにより行うことができる。

（届出の義務）

第９条　受給者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その旨をすみやかに町長に届け出なければならない。

（１）　氏名又は住所等を変更したとき。

（２）　第３条の規定に該当しなくなつたとき。

（助成の終了）

第１０条　町は、受給資格が次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日からこの条例による医療に関する経費の助成を行わないものとする。

（１）　第３条の規定に該当しなくなつたとき。

（２）　死亡したとき。

（損害賠償との調整）

第１１条　町長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成額の全部若しくは一部を助成せず、又はすでに助成した額に相当する金額を返還させることができる。

（助成金の返還）

第１２条　町長は、偽り、その他不正の手段により助成を受けた者があるときは、当該助成を受けた者又はその保護者から当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。

（規則への委任）

第１３条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、昭和４８年１０月１日から施行する。

附　則（昭和５３年１２月１９日条例第２２号）

この条例は、昭和５４年1月１日から施行する。

附　則（昭和５８年1月２７日条例第３号）

この条例は、昭和５８年2月１日から施行し、施行日前の医療費の支給については、なお従前の例による。

附　則（昭和５９年１０月１日条例第２８号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第２条第４項第４号の規定は、昭和５９年4月１日から適用する。

附　則（昭和５９年１２月１８日条例第３１号）

この条例は、昭和６０年1月１日から施行する。

附　則（平成6年１２月１９日条例第２９号）

（施行期日）

１　この条例は、平成7年1月１日から施行する。

（標準負担額に関する経過措置）

２　この条例の施行の日から平成8年9月３０日までの間は、この条例の規定による改正後の条例第２条中「健康保険法第４３条の１７第2項に規定する標準負担額」とあるのは「６００円（健康保険法第４３条の１７第2項の厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額）」とする。

附　則（平成8年3月１５日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１０年3月２３日条例第6号）

この条例は、平成１０年4月１日から施行する。

附　則（平成１０年6月２４日条例第２２号）

この条例は、公布の日から施行し、平成１０年4月１日から適用する。

附　則（平成１０年１２月２１日条例第３１号）

この条例は、平成１１年4月１日から施行する。

附　則（平成１２年3月１日条例第１０号）

この条例は、平成１２年4月１日から施行する。

附　則（平成１２年１２月２１日条例第６０号）

この条例は、平成１３年1月６日から施行する。

附　則（平成１３年3月８日条例第１５号）

この条例は、平成１３年4月１日から施行する。

ただし、第２条第２項第２号イ及び第３条の規定は、同年１０月１日から施行する。

附　則（平成１４年9月２７日条例第２１号）

この条例は、平成１４年１０月１日から施行する。

附　則（平成１５年3月７日条例第4号）

この条例は、平成１５年4月１日から施行する。

附　則（平成１６年6月２３日条例第8号）

この条例は、平成１６年１０月１日から施行する。

附　則（平成１８年3月９日条例第１５号）

この条例は、平成１８年4月１日から施行する。

附　則（平成１８年9月２８日条例第３６号）

この条例は、平成１８年１０月１日から施行する。

附　則（平成２０年3月１２日条例第9号）

この条例は、平成２０年4月１日から施行する。

附　則（平成２０年9月２６日条例第２１号）

この条例は、平成２０年１０月１日から施行する。

附　則（平成２１年3月１３日条例第4号）

この条例は、平成２１年4月１日から施行する。

附　則（平成２２年3月１５日条例第2号）

この条例は、平成２２年4月１日から施行する。

附　則（平成２４年3月１２日条例第4号）

この条例は、平成２４年4月１日から施行する。

附　則（平成２７年１２月１７日条例第２８号）

この条例は、平成２８年4月１日から施行する。

附　則（平成２９年3月１３日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。